

令和4(2022)年10月31日

会派(立憲民主・社民・無所属)厚生労働部会
立憲民主党 厚生労働部門長 早稲田ゆき 様

NPO 法人全国就労移行支援事業所連絡協議会
会長 酒井 大介

令和5(2023)年度税制改正に関する要望書

平素は障害者の一般就労の推進について格別なるご指導、ご協力を賜り誠にありがとうございます。本協議会は障害のある方の一般就労を促進する「就労移行支援事業」を運営する事業所が中心に構成される全国団体です。障害者の一般就労や雇用が滞ることのないよう、そしてそれを支える支援機関が安定して支援を継続できるよう様々な方策を講じて頂きたいと、以下の点を要望いたします。

記

1. 障害福祉サービス事業所に対する物価高騰対策について

コロナ禍において原油価格や物価高騰に全国の障害福祉サービス事業所が直面しています。就労移行支援事業を始めとする福祉サービスは、単価や単位が国で定められており、物価高騰を売上に転嫁できない業界です。

特に燃料費や水光熱費など利用者の支援に直接関与する費用の高騰は事業所運営に影響が深刻であり、長期化することにより経営面への影響も懸念されます。一部の自治体では物価高騰への支援を補助金で実施する動きがあると聞いていますが、この問題に関しては基本報酬単位の引き上げなど、公的価格での適切な対応を要望いたします。

2. 障害者雇用施策について

① 公務部門における重度障害者の雇用促進

任免状況を見る限り、各省庁等においてはほぼ雇用率は達成している推移となっており、定着状況も高い状況であると聞きます。今後の公務部門においては、障害者雇用の模範的立場として進めていくため、重度障害者の雇用促進に向けて、指針作りや採用試験方法の見直しを求めます。

② 職業能力の判定の在り方に関する検討

令和元年の障害者雇用促進法改正の付帯決議(参議院)に記載のある、就労能力の判定の在り方について、検討会は設置されているようですが、労働政策審議会ではほとんど話題にあがっていないと思われまます。審議会での活発な議論を行い、一定の結論が出されることを求めます。

付帯決議(参議院)

五、障害者雇用においては、障害者の能力を引き出して就労できるようにすることが重要であることを踏まえ、障害者手帳は取得できないが障害によって働きづらさを抱える者への就労支援と、そのために必要となる就労能力の判定の在り方について、専門家による検討の場を設け、速やかに検討を開始すること。

③ 雇用の場における重度障害者の支援について

同じく、令和元年の障害者雇用促進法改正の付帯決議（衆議院）で、いわゆる重度障害者の職場等における支援の在り方の検討について触れられており、福祉施策では特別事業として実施してきたところですが、労働施策での助成金については実績が上がっていないとも聞いています。早急に低調な理由について分析するとともに、重度障害者の就労ニーズの掘り起こしも含めて検討すべきと考えます。

④ 除外率制度について

今国会で審議予定の障害者雇用促進法改正案において、除外率については一律 10%引き下げる方針が示されたことは評価しますが、全廃に向けてのロードマップの提示や、全廃することにより、どれほど障害者雇用の創出に繋がるかが明らかにならなかったことは残念と感じています。さらに踏み込んだ方針を出すよう働きかけをお願いしたい。

⑤ 障害者雇用代行ビジネスについて

今回の改正案において、障害者雇用促進法の第 5 条の条文について事業主の責務の明確化として「職業能力の開発及び向上に関する措置を行う」ことが加えられましたが、これをもって障害者雇用のあるべき姿について、啓発するだけでは不十分と考えます。企業が障害者雇用代行業者に流れないよう更なる強い措置を講じることを要望します。

以上